

〔重量税の特例措置の区分〕

「◆」：エコカー減税対象です。平成26年4月1日以降に新車新規登録等を行い免税を受けた車両については、初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

「○」：エコカー減税対象です。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除又は50%軽減の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	10・15モード		JC08モード			重量税の特例措置				取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成22年度 燃費基準	燃費値		平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査 等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ekカスタム	17551	DBA-B11W			0004~0005	—	—	26.8	+20%	+0%	◆		0		5万円控除		
ekカスタム	17551	DBA-B11W			1003~1004	—	—	26.2	+20%	+0%	◆		0		5万円控除		
ekワゴン	17551	DBA-B11W			0001	—	—	23.2	+10%	—	○		5,000		5万円控除		
ekワゴン	17551	DBA-B11W			0002~0003	—	—	26.8	+20%	+0%	◆		0		5万円控除		
ekワゴン	17551	DBA-B11W			1001~1002	—	—	26.2	+20%	+0%	◆		0		5万円控除		